

セラピストの学校スクール運営ゼミナールメンバー規約

同意契約書

私は以下記載のサービス内容、規則、著作権に関する事項を理解し、同意いたします。

サービス内容

- ◆ 事業主の名称／セラピストの学校スクール運営ゼミナール
 - ◆ 法人の名称／東光産商株式会社
 - ◆ 住所・電話番号／
〒470-0155 愛知県愛知郡東郷町白鳥 4-2-1 押草 407-108
0 5 6 1 - 3 8 - 5 3 4 6
 - ◆ 代表者／谷口晋一
 - ◆ 提供される役務の内容／セラピスト育成スクール主催者向け運営講座
 - ◆ 役務提供の形態または方法／マンツーマン及びグループレッスン
 - ◆ 役務提供時間数／5単位 21 時間
 - ◆ 受講に際して購入する必要のある商品／なし
 - ◆ 実施時期／別紙資料参照
 - ◆ 受講料支払い時期／同意契約書に記載されている事項に同意してから 1 週間以内かつ
初回講義開始前までに全額納入。
 - ◆ 支払方法／銀行振込、クレジットカード支払い (Pay pal)
- 銀行名： 三菱 UFJ 銀行
支店名： 柴田支店 (7 7 2)
預金口座： 当座 (※普通ではありません)
口座番号： 0 4 5 0 7 0 6
宛名： トウコウサンショウカブシキガイシャ (東光産商株式会社)

セラピストの学校スクール運営マンツーマンゼミナール 310,000 円 (税別)

※スタート期 165,000 円 (税別)

専用テキスト代金を含みます

規則

第一条 受講料について

上記の受講料は、セラピストの学校 スクール運営ゼミナールとの取り決め通りです。お支払遅延の場合は、プログラムへの参加をお断りいたします。

第二条 受講のお断りについて

セラピストの学校 スクール運営ゼミナールは、当支援プログラム中、どの受講生に対しても下記の理由によってスクーリングへの参加をお断りする権利を有します。

- ◆スクーリングの妨害
- ◆スクーリングへの度重なる不参加
- ◆プログラムの理想と目的に反し、講師及びスタッフとの調和を著しく欠いた場合
- ◆個人の利益のため、または何らかの概念や哲学、ビジネスの勧誘のために当スクーリングの場を利用したり組織をつくったりした場合
- ◆ドラッグやアルコールの使用
- ◆反社会勢力とのつながりがある場合
- ◆講師、他の受講生への暴力、威嚇、脅迫行為
- ◆風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて当社・当講座の信用を毀損、又は業務を妨害する行為。

第三条 認定証について

セラピストの学校 スクール運営ゼミナールの認定証はスクーリングの欠席、規定の実習（宿題含む）の欠席、未提出の場合は発行できかねます。

第四条 提供について

このプログラムで示されるノウハウに関しては、認定後自らの独立開業・経営などあらゆるビジネス活動の目的においてのみ活用することができますが、このノウハウを有償無償に関わらず第三者に提供することはできません。

第五条 プログラムについて

当プログラムの内容はすべてテキスト及びスクーリングの場において示されます。これらの原理を理解し、応用していくのは受講生個人の責任です。当プログラムの目標は、受講生の方々が、自らの潜在能力を発揮してビジネス活動をする事をできる限り助けるものです。またセラピストの学校 スクール運営ゼミナールの責任者、講師、スタッフ、そして当プログラムは、受講生各自の自分の行為、精神衛生、個人の内なる現実を作る責任に関して、いかなる責任も有しません。

第六条 退講について

受講規則に基づいて支払われた受講料金はいかなる場合にも返金しないものとする。

第七条 休講規定・カリキュラムの一部変更について

講師の病気や怪我、台風や地震などの自然災害その他やむを得ず休講する場合は補講を行うものとする。

第八条 施設の使用について

講座開催施設の使用にあたっては、講師の指示に従うものとする。万が一破損、汚損した場合、当事者にて施設所有者に対して賠償するものとする。

第九条 免責事項について

講座中の盗難、負傷について免責されるものとする。

第十条 講座内容の記録について

写真・録音・動画撮影は講師の許可がある部分について、自らの学習資料としてのために限り記録を認めるものとする。

第十一条 個人情報の取り扱いについて

情報の使用範囲、及び捜査機関等からの開示要請には法令に沿って誠実に対応するものとする。

第十二条 受講資格について

20歳以上かつ受講は申込人本人のみとし、他人への受講権利譲渡は認めないものとする。

第十三条 再受講について

1. 未受講講義の場合

受講者の都合による未受講の講義がある場合は、当該カリキュラム正規開講日から1年以内に限り、追加受講料なしで振替受講を認めるものとする。尚、1年を超えた場合は次項2.の扱いに準ずる。

2. 受講済み講義の場合

既に受講終了した講義の再受講を希望する場合は、当該カリキュラム正規開講日から1年以内に限り、当校の定めた再受講料を支払うことで、受講できるものとする。

第十四条 その他の事項

本契約に定めのない事項及び解釈に疑義を生じた事項については、双方協議の上、誠意を以ってこれを解決するものとする。そして双方の信用を損なう事のないようにする。

第十五条 専属的合意管轄

双方は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

著作権、及び使用許諾契約について

私は、上記セラピストの学校 スクール運営ゼミナール規約に同意すると共に、下記の著作権、及びその使用許諾契約に関しても同意いたします。

（この契約に同意できない場合は、直ちにすでに提供したもの一切（テキスト・書類等）をセラピストの学校までご返送いただき、領収書（購入を証するものを含む）と引き換えに払込済受講料金の返還を受けてください。但し振り込み手数料は申込人の負担とします）

◆セラピストの学校発行の著作物は、全て著作権法で保護されている著作物です。以下の点にご注意ください。

◎セラピストの学校発行の著作物の著作権は、東光産商株式会社にあります。

◎セラピストの学校の書面による事前許可を得ずして、セラピストの学校発行の著作物の一部または全部を、あらゆるデータ蓄積手段（印刷物、DVD、テープレコーダー、及び電子メディア等）により複製及び転載することを禁じます。

第1条 目的

東光産商株式会社が著作権を有する セラピストの学校 スクール運営ゼミナールに含まれる情報を、本契約に基づきセラピストの学校 スクール運営ゼミナール受講生が非独占的に使用する権利を承諾するものです。

第2条 一般公開の禁止

セラピストの学校発行の著作物に含まれる情報は、著作権法によって保護され、また秘匿性の高い内容である事を踏まえ、セラピストの学校 スクール運営ゼミナール受講生はその情報を、東光産商株式会社の書面による事前許可を得ずして出版・講演活動及び電子メディアによる配信等により、一般公開してはならないものとします。セラピストの学校 スクール運営ゼミナール受講生は自らのビジネス活動においてのみ、セラピストの学校発行の著作物に含まれる情報を使用できるものとします。

第3条 契約の解除

セラピストの学校 スクール運営ゼミナール受講生がこの契約に違反した場合、東光産商株式会社はこの使用許諾契約を解除することができます。

第4条 損害賠償

セラピストの学校 スクール運営ゼミナール受講生が本契約の第2条の規定に違反した場合、セラピストの学校 スクール運営ゼミナール受講生は本契約の解除に関わらず、直ちに東光産商株式会社に対して、違約金として、違反件数と受講金額を乗じたものの金額を支払うものとします。

第5条 結果責任について

セラピストの学校発行の著作物は使用者が行う事業における収益増加を目的としておりますが、期待通りの収益増加が見られず、万が一いかなる損害が生じた場合においても、東光産商株式会社はその結果に責任を負うものではありません。

第6条 その他の事項

本契約に定めのない事項及び解釈に疑義を生じた事項については、協議の上、誠意を以ってこれを解決するものとする。